

中央区立学校における働き方改革推進プラン

平成31年2月

中央区教育委員会

はじめに

近年、子どもを取り巻く環境の変化を背景に、学校教育に対するニーズや教育課題が多様化・複雑化し、学校への期待や学校が果たすべき役割は拡大を続けてきました。そして、学校現場では教員の長時間勤務、多忙化という状況が全国規模で現れてきました。

一方、平成29年3月に学習指導要領及び幼稚園教育要領が改訂され、平成30年度以降、順次施行される中、その着実な実現に向けて、学校は授業改善、教材研究、学習評価の改善・充実に取り組むことが必要とされています。

また、これからの変化の激しい社会を自立的に生き、社会形成に参画するための資質・能力を育むためには、これまで以上に子どもたち一人一人と向き合い、丁寧に関わりながら、個に応じた学習指導をはじめ、生活指導・進路指導に取り組むことが求められています。

こうした状況を踏まえ、国では中央教育審議会の「学校における働き方改革に係る緊急提言（平成29年8月）」、さらに「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）（平成29年12月22日）」の公表を受けて、文部科学省の「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日）」がまとめられました。

また、東京都においても「学校における働き方改革推進プラン（平成30年2月）」が公表され、その方向性を示すとともに、区市町村教育委員会による計画的な取り組みを促しています。

「中央区立学校における働き方改革推進プラン」は、本区立学校教員の勤務実態を踏まえ、教員の長時間勤務を見直し、子どもたちに効果的な教育活動を行うことができるよう、取組方針と具体的施策の方向性をまとめたものです。

教育委員会では、本プランに基づき学校との連携のもと、保護者、地域の皆様や学校関係者のご理解とご協力を得ながら、働き方改革の推進に取り組んでまいります。

平成31年2月
中央区教育委員会

目 次

I	「教員の多忙化」の背景	・ ・ ・ ・ ・ 2
II	国および東京都の動向	・ ・ ・ ・ ・ 3
III	中央区立学校教員の勤務実態	
1	教員の1日当たりの勤務時間	・ ・ ・ ・ ・ 4
2	東京都及び国における教員勤務実態調査との比較	・ ・ ・ ・ ・ 6
3	教員の時間外勤務の要因	・ ・ ・ ・ ・ 6
IV	目標と取組方針	・ ・ ・ ・ ・ 9
V	働き方改革の着実な推進に向けて	・ ・ ・ ・ 13

I 「教員の多忙化」の背景

学校現場における教員の多忙化については、様々な要因が取り上げられています。その背景には学校をとりまく環境の変化と、日本の学校教育の特性が関係していると考えられています。

諸外国では、教員の業務が授業に特化しているのに対し、日本では、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行うことが特徴となっており、このような児童生徒の「全人格的」な完成を目指す教育は「日本型学校教育」と呼ばれています。こうした「日本型学校教育」は国際的にも高く評価され、今日に至っています。

一方、核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化、地域社会の繋がりの希薄化などを背景に、「家庭の教育力」「地域社会の教育力」の低下が叫ばれるようになり、例えば「子どもの基本的な生活習慣等」について、学校での指導が期待されるようになってきました。教員も、「子どもたちのために」という強い思いから、子どもに関わるあらゆることを業務として果たそうとし、結果的に教員の業務範囲が拡大する状況になったと指摘されています。

また、いじめの未然防止対策や関係機関と連携した不登校児童生徒への取組、食物アレルギー対策や食育指導、特別な支援を必要とする子どもに対する福祉・医療等と連携した支援、学校評議員会・外部評価委員会等、保護者や地域の学校運営参画を進める取組など、教育現場が担うべき課題が多様化・複雑化し、増加してきたことも要因として指摘されています。

Ⅱ 国および東京都の動向

平成29年4月に文部科学省から公表された「教員勤務実態調査（平成28年度）」では、小・中学校の校長・副校長および教諭の全てが、10年前と比較して勤務時間が増加していることが明らかとなりました。同年6月、国は「看過できない深刻な状況」との認識を示し、合わせて、「調査結果により明らかになった課題に対し具体的かつ実効性のある取組を進める」考えを表明しました。

これを受けて、中央教育審議会では、平成29年12月「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」がまとめられました。

中間まとめでは、「学校が抱える課題は、より複雑化・困難化し、拡大せざるを得ない状況」という認識のもと、教師の業務負担の軽減により、教師が児童生徒に真に必要な総合的な指導を、持続的に行うことができる状況を作り出すため、学校・教師が担う業務の明確化・適正化が必要であるとして、業務のあり方について次のような考え方が示されました。

基本的に学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
放課後から夜間などの見回り 学校徴収金の徴収・管理 等	調査・統計等への回答、部活動 等	授業準備、学習評価や成績処理 等

そして、「業務の役割分担と適正化を図り、具体的な削減目標設定の検討等を通じて業務の総量を削減することが重要」としています。

一方、東京都においても、平成30年2月「学校における働き方改革推進プラン」が都教育委員会から公表され、当面「週当たりの在校時間が60時間を超える教員をゼロにする。」ことを都立学校および都内小・中学校共通の目標とし、次の5つの取組の方向性が示されました。

5つの取組の方向性	
1	在校時間の適切な把握と意識改革の推進
2	教員業務の見直しと業務改善の推進
3	学校を支える人員体制の確保
4	部活動の負担を軽減
5	ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備

Ⅲ 中央区立学校教員の勤務実態

中央区教育委員会では、本推進プランの策定に際し、小・中学校及び幼稚園の校長園長会と教育委員会事務局とで構成する「働き方改革検討委員会」を設置し、その下に副校長・副園長や主幹・主任などの教諭と事務局職員で構成する「働き方改革検討部会」を設置しました。

「働き方改革検討部会」では、区立学校教員の勤務実態を把握し、現場の実情に即した対策を検討するため、平成30年5月から7月までの間に5回にわたって、学校現場の状況などをヒアリングするとともに意見交換を行いました。

また、平成30年4月から小学校2校、中学校1校にタイムカードを試行導入して在校時間の調査を実施しました。

1 教員の1日当たりの勤務時間

(1) 平日1日当たりの在校時間

タイムカードを試行導入した3校での教員の平日1日当たりの在校時間は、小学校では、10時間56分、中学校では、11時間28分でした。

これを、管理職（校長・副校長）、教諭の別でみると、小学校では、校長10時間42分、副校長11時間43分、教諭10時間54分で、中学校では、校長11時間26分、副校長11時間41分、教諭11時間28分となっています。

小・中学校とも特に副校長の在校時間が長いことが特徴です。

表1 教員の平日1日当たりの在校時間（平均）※

教員	小学校	中学校
全体	10時間56分	11時間28分
校長	10時間42分	11時間26分
副校長	11時間43分	11時間41分
教諭	10時間54分	11時間28分

※平成30年4月から6月まで。

また、教員の中では、小学校では、9時間25分のものから、13時間1分のもので、中学校では、9時間52分のものから、13時間18分のもので在校時間の違いが見られます。

全体としては、小・中学校とも10時間～11時間、11時間～12時間に多くの教員が集中しています。

表2 教員の在校時間の分布※

在校時間	小学校	中学校
最大	13時間1分	13時間18分
最小	9時間25分	9時間52分
8～9時間	0%	0%
9～10時間	12.7%	9.1%
10～11時間	49.1%	27.3%
11～12時間	32.7%	50.0%
12～13時間	3.6%	9.1%
13～14時間	1.8%	4.5%

※平成30年4月から6月まで

(2) 休日（土曜・日曜）の勤務

タイムカードを試行導入した3校では、休日の在校時間は記録していませんが、いずれの学校でも、土曜授業をはじめ学校行事などにより平均17日の勤務があります。（平成30年4月～平成31年3月）

(3) 1週間当たりの在校時間

教員の正規の勤務時間は、1日7時間45分、休憩45分、1週間当たりの勤務時間は38時間45分、休憩を含めると、合計42時間30分と定められています。

これに対し、上記の小学校の平日の在校時間は1週間当たり54時間40分となり、平均で12時間10分は時間外に業務に携わっており、中学校は合計57時間20分となり、平均で14時間50分は時間外業務に携わっていることがわかります。

表3 教員の1週間当たりの在校時間※

	小学校	中学校
平日①	54時間40分	57時間20分
正規の勤務時間② (休憩を含む)	42時間30分	
時間外勤務(①-②)	12時間10分	14時間50分

※平成30年4月から6月まで

2 東京都及び国における教員勤務実態調査との比較

東京都及び国における調査と比較すると、次のとおりであり、小学校ではやや少ないものの、中学校ではほぼ同様の結果となっています。

表4 東京都及び国と中央区の比較※

学校	東京都	国	中央区
小学校	11時間27分	11時間15分	10時間54分
中学校	11時間32分	11時間32分	11時間28分

※東京都教育委員会「学校における働き方改革推進プラン」及び文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）」を基に区が作成。ただし、国は学内勤務時間、都及び中央区は在校時間の集計。

3 教員の時間外勤務の要因

(1) 教員の多忙感に関わる調査

本区教育委員会が行った「教員の多忙感に関わる調査（平成28年度）」によると、時間外の勤務に及ぶ要因となる主な内容について、小学校では、「校務分掌」、「職員間打合せ・会議」、「授業準備・評価」との回答が5割以上又は約5割を占め、中学校では、「校務分掌」、「生徒理解・対応」「授業準備・評価」との回答が5割以上又は5割近くを占めています。

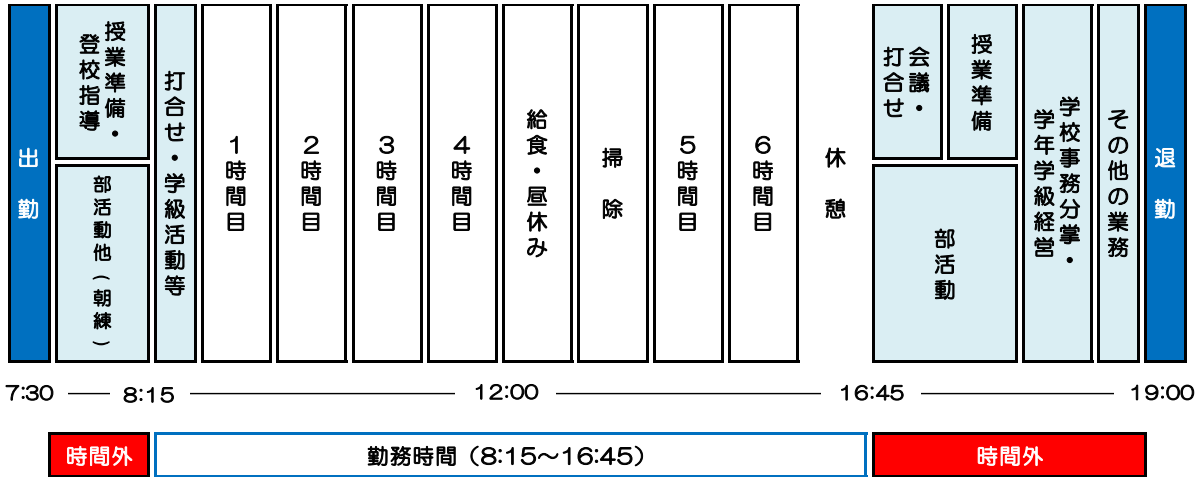
表5 時間外勤務に及ぶ要因となる主な内容※

順位	小学校		中学校	
	内容	%	内容	%
1	校務分掌	61.8	校務分掌	54.4
2	職員間打合せ・会議	59.2	生徒理解・対応	50.0
3	授業準備・評価	49.6	授業準備・評価	45.6
4	保護者対応	45.6	保護者対応	42.6
5	研修	32.7	職員間打合せ・会議	38.2
6	児童理解・対応	32.4	部活動等課外活動	38.2

※教員の多忙感にかかわる調査（平成28年度）より一部抜粋（複数回答可）。なお、本調査は教員の自己申告によるもので、従事する時間帯や時間数に基づくものではない。

次の表は、教員の1日の流れを示したイメージ図です。小学校は学級担任制、中学校は教科担任制をとっていることや、中学校では部活動が行われているなどの違いはありますが、正規勤務時間の大半は授業（給食指導含む）に割り当てられ、多くの教員は、勤務時間外に分掌する校務、職員間打合せ、授業準備に従事することが主な要因となっているものと考えられます。

教員の1日の流れ（イメージ）※



※表1の時間数を概ね当てはめた場合のイメージ図

「働き方改革検討部会」における教員へのヒアリングにおいても、「児童生徒などと直接関わる業務や、学校全体あるいは複数の教員が一緒に行う業務が優先され、自分一人で行う業務がいちばん最後になる。」という意見が出ています。

(2) 学校徴収金に関わる業務

学校では、給食費をはじめ教材費、修学旅行等の積立金など様々な用途のお金を集め、関係する業者への支払いを行っています。いわゆる「学校徴収金」に関する事務について、本区教育委員会が調査を行ったところ、業務を担当する職員は、事務職員が行うところが15校(75%)、教諭が行うところが8校(40%)、副校長が行うところが10校(50%)となっています。

また、徴収管理業務に従事する時間数は、1か月につき4時間～9時間が最も多くなっています。

表6 学校徴収金等に関する業務の現況※

①徴収管理業務を担当する職員

校長	副校長	教諭	栄養士	学校事務	事務補助
5校(25%)	10校(50%)	8校(40%)	4校(20%)	15校(75%)	8校(40%)

②業務に従事する時間数（平均）

業務内容	月3時間未満	月4～9時間	月10～19時間	月20時間以上
徴収管理業務	5校(25%)	8校(40%)	3校(15%)	4校(20%)
督促等滞納業務	11校(55%)	6校(30%)	3校(15%)	0校(0%)

※平成30年10月「学校給食事務に関する現況調査」及び平成30年12月「学納金徴収に関する現況調査」より抜粋。なお、「①徴収管理業務を担当する職員」は複数回答有り。

(3) 部活動

中学校の部活動について、本区教育委員会が調査を行ったところ、文化部及び運動部の顧問を務めている教員は、74名で全教員の約84%となっています。

部活動の活動日数は、文化部で平日は週2日、土日は活動無しが最も多く、運動部では週4日、土日は週1日が最も多くなっています。また、活動時間は、文化部では平日は1時間以上2時間未満が最も多く、運動部では平日は1時間以上2時間未満または2時間以上3時間未満、土日は3時間以上4時間未満に集中しています。特に運動部は、平日の指導だけでなく休日の指導も多く、教員の時間外勤務が長くなる要因となっています。

表7 部活動の現況※

①従事者数等

全教員数	88名
顧問従事者数	74名
割合	84%

②活動日数

部活動	平日					土日			
	週1日	週2日	週3日	週4日	週5日	無し	週1日	週2日	季節限定等その他
文化部	3部	11部	2部	3部	1部	16部	4部	0部	1部
運動部	1部	2部	9部	13部	0部	5部	19部	0部	0部

③活動時間

部活動	平日			土日							
	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上
文化部	16部	4部	1部	1部	1部	0部	1部	0部	0部	0部	1部
運動部	13部	12部	0部	3部	12部	4部	0部	1部	0部	0部	0部

※「平成30年度部活動実施状況調査」等を基に作成。

IV 目標と取組方針

本区立学校教員の勤務実態については、各種調査の結果や「働き方改革検討部会」における教員へのヒアリングの内容等を踏まえると、国や東京都が公表する教員の勤務実態とおおむね同様の傾向にあり、総じて長時間勤務の状況にあることがうかがえます。

教育委員会では、教員の勤務環境を取り巻く状況を踏まえ、教員の長時間勤務を見直し、すべての教員が心身ともに健康で、意欲と高い専門性をもって、子どもたち一人一人に丁寧に関わり、質の高い教育活動に取り組むことができるような「環境づくり」が必要であると考えます。

教育委員会では、こうした考え方に基づき、引き続き、教員の正確な勤務実態の把握を進めていくとともに、具体的な目標を設定し、取組方針を定めることとします。

中央区立学校における働き方改革の目標

1日の勤務時間を超えた時間の1か月の合計が
45時間を超える教員をゼロにする

○5つの取組方針

教育委員会では、これまで少人数指導非常勤講師、理科支援員、体育指導補助員など、教育活動をサポートする多くのスタッフを配置して、学校教育の充実に力をいれてきました。これにより教育内容の質の向上を図ってきましたが、その一方、教員業務の効率化には必ずしも結びついてきませんでした。

今後は、さらに教員の長時間労働を改善するために、教員の勤務実態を把握し、役割分担のあり方や業務の進め方など、さまざまな観点からの見直しを進める必要があります。

また、限られた時間の中で最大限の効果を上げるという働き方に向け、管理職や教員の意識を変えていくことも重要です。

そこで本プランでは取組方針として以下の5点を柱として、総合的な対策を講じていきます。取組の具体的な方向性は次のとおりです。

- (1) 在校時間の適切な把握と改善に向けた行動
- (2) 教員業務の見直しと業務改善
- (3) 教員の支援体制の整備
- (4) 部活動のあり方と教員負担の軽減
- (5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた学校風土改革と保護者・地域の理解促進

○各取組方針における方向性

(1) 在校時間の適切な把握と改善に向けた行動

教員の在校時間を正確に把握していくことで、管理職や一般教員に時間を意識した働き方の意識付けを行うとともに、記録したデータを活用して長時間労働の改善に向けた対応策の具体化に取り組んでいきます。

<早急に取り組んでいく対策>

- ・ IC カードシステムによるタイムレコーダーの導入を進め、正確な在校時間の把握に基づいて、管理職による教員への個別の指導・助言やメンタルヘルスケアを進めます。さらには各教員の労働時間の状況により、校務分掌の見直しを行います。
- ・ 実効性のある定時退庁日の設定により、教員が退庁日を意識した業務の遂行を促進します。
- ・ 長期休業中に連続した一斉休暇取得や週休日振替の確実な実施を図ります。
- ・ 休日・夜間留守番電話を設置し、保護者や地域、関係機関、業者等からの電話対応時間の縮減によって、授業準備等に専念できる時間の確保を図ります。

(2) 教員業務の見直しと業務改善

給食費未納者への督促や教材費等学校徴収金の事務について、教員の負担が大きいとの指摘があります。また、教育委員会への提出物が多岐にわたり手間がかかるとの意見もあります。

このため、教員本来の専門性が発揮できるよう、教員以外の者が担えるものについては役割分担を見直すことや、事務局から学校への依頼・提出先の一元化など、学校や教員の業務の軽減に取り組んでいきます。

<早急に取り組んでいく対策>

- ・給食費や学校徴収金事務（収納管理、督促処理等）について教員業務から他へ移行する方策を具体化させます。
- ・教育委員会から学校あての調査依頼文書について精選のうえ、発出抑制をするとともに、事務局各課相互の調査結果の共有の促進を図ります。

(3) 教員の支援体制の整備

在校時間が長くなる理由として校務分掌を上げる教員の割合が高く、児童・生徒の在校中は時間の確保が難しいと考えられます。また、事務職員の担当業務が学校ごとに差異があるとの指摘があります。

このため、専門スタッフや外部人材等の活用を図るとともに、教員と学校事務職員との役割分担を見直し、学校の組織運営や指導体制の強化に取り組んでいきます。

<早急に取り組んでいく対策>

- ・副校長や教員の校務運営や授業準備を支援する人員の配置等を進め、負担軽減を図るとともに、より職責を果たせる体制整備を図ります。

(4) 部活動のあり方と教員負担の軽減

本区部活動調査によると部活動の活動時間は、運動部では平日は週4日、土日は週1日、一日あたり平日は1時間以上3時間未満、土日は3時間以上4時間未満が多いという現状があります。また、部活動によっては顧問として競技経験がなく指導に従事するケースもあり、生徒への部活動指導の充実という観点からも部活動のあり方を見直し、より適正な指導体制の確立を図るとともに、顧問業務に従事する教員の負担軽減に取り組んでいきます。

<早急に取り組んでいく対策>

- ・東京都の部活動ガイドラインを踏まえた中央区教育委員会版ガイドラインを策定し、部活動顧問の負担軽減を図ります。
- ・外部の「部活動指導員」を導入し、順次配置できる体制の確立を図ります。

(5) ワーク・ライフ・バランス実現に向けた学校風土改革と保護者・地域の理解促進

毎日遅くまで残って働くことが評価されたり、周りの教員が残っていると早く帰りづらいといった風土や、保護者や地域との関わり方について検討を進め、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、教員が仕事と家庭を両立できるよう支援を行います。

<早急に取り組んでいく対策>

- ・タイムマネジメント管理職研修や管理職の職務目標の明確化と、教育委員会の指導により、すべての学校・幼稚園において、教員の早期退庁が当然とされる学校風土の改革を目指します。

V 働き方改革の着実な推進に向けて

教員の職務は、人間の心身の発達に関わっており、その活動は、子どもたちの人格形成に大きな影響を与えるものです。すなわち学校教育は教員の資質能力に負うところがとても大きいという特質があります。

中央区教育委員会は、「学校における働き方改革」を進めることにより、教員の長時間勤務を改善することは、学校教育の質の向上に繋げていくものであるという目的意識に則り、本推進プランの取組方針に基づく施策を具体化させていきます。

そして、各施策の実施状況を逐次確認し、効果を検証して、次年度以降の改善に活かしていき、継続的に取り組んでいきます。

また、「学校における働き方改革」を実効性あるものにするためには、保護者の皆様はもとより、日頃から学校を支えていただいている地域の方々の理解と協力が欠かせません。教育委員会では、働き方改革の意義や施策の内容について、広く伝えていくとともに、ご理解ご協力をいただけるよう取り組んでいきます。